日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に 関する条例の一部改正について

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、地方自治法第112条第1項の規定により、別紙のとおり提出する。

平成23年3月23日 提出

提出者	日野町議会議員	佐々木 求
賛成者	日野町議会議員	石田幹暢
賛成者	日野町議会議員	小谷博徳
賛成者	日野町議会議員	中原明
賛成者	日野町議会議員	竹永明文

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日野町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(平成20年日野町条例第24号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項を加える。

改正後	改正前
(議員報酬) 第2条 略 2及び3 略 4 前2項の規定により議員報酬を日割支給する場合は、その月の 現日数を基礎として日割計算により算出した額とする。	(議員報酬) 第2条 略 2及び3 略

附則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。